

浜田市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により浜田市生活路線バス使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

対象路線	委託を受けた者	委託期間
全ての路線	浜田市浅井町 777 番地 35 一般社団法人浜田市観光協会 代表理事 樫山 陽介	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで